

# 日本における法情報に関する司法通訳人の意識について —一般語学サポーターと比較して—

Attitudes of Japanese legal interpreters toward legal information

水野 真木子

Makiko MIZUNO

## 1. はじめに

1980年代のバブル経済の時期から労働者として日本にやってくる外国人の数が急増し、2008年の外国人登録者数は2,217,426人（日本の総人口の1.74パーセント）で、過去最高を記録した（法務省入国管理局統計）。その後、日本経済の低迷および2011年の東日本大震災の影響を受けて、その数は多少減少傾向に転じている。しかし、人口減の問題を抱える日本にとって、将来的に、専門技術をもつ外国人労働者を積極的に受け入れて行くことによって労働力の低下を抑えることは、避けられない課題となっており、今後も特殊な事情がない限り、一定数の外国人が定住するという状況は変わらないであろう。そのような背景のもと、地域社会の中で生活者として存在する、日本語をまったく、あるいはほとんど解さない外国人が、情報弱者として、さまざまな場面で不利な状況に置かれているという現状が多く報告されている。自分が必要とするサービスを受けるための「正しい情報を得ることができるという意識が生まれることにより、自信と安心感を持って暮らせるようになり、その結果、より安定した『生活者』として地域社会に溶け込みやすくなる」（水

野 2008）ことは、外国人自身にとっても日本社会にとっても非常に有益である。

本研究は、科学研究費助成事業基盤研究（A）（課題名：「高度法情報発信のための多言語情報の最適組み合わせに関する研究」）の一環として行われたが、この科研費プロジェクトは、「日本語及び英語を母語としない人たちに、法令を中心とした日本の法規範・法文化に関する情報を発信するための効果的な方法について、法情報学、言語処理論、通訳翻訳学、メディア・リテラシー論、比較法・比較政治学等の視点を取り入れつつ、学際的なアプローチによって解明することを目的として」（プロジェクトホームページより）おり、法の分野での情報発信を中心テーマにしている。筆者は本プロジェクトにおいて司法通訳の分野を担当しており、本稿では、日本で稼働している司法通訳人たちが法情報というものについてどのような意識を持っているかを、アンケート調査の結果を基に論じたい。

## 2. 調査方法

日本語を母語としない人たちを対象に、法に関する情報提供の1つの窓口となるのが通訳者たちであるが、実際の裁判手続きに直接

かかるプロの法廷通訳人から、日常生活での法律に関わる相談窓口でコミュニケーションのサポートをするボランティアにいたるまで、様々な形での「通訳行為」が存在する。本研究のアンケート調査は、それら幅広いタイプの人々を対象に、2010年11月から5月にかけて、東京、大阪、名古屋、北九州を中心実施した。方法としては、司法通訳人を対象とする研修会、地域の国際交流協会などが主催するボランティア通訳研修会で、参加者にアンケート用紙を配り回答を返送してもらうという形と、司法通訳人のネットワークを利用してメールでアンケートに回答してもらうという形の両方を行った。

主な内容としては、日本の法律に関する知識をどの程度持っているのか、日頃、法に関する情報でどのようなものが不足していると感じているのかなど、法情報に関する意識を問うものであった。本稿の内容に関わる質問項目は以下であった。

1. あなたは日本の法律を知っていますか  
□知っている      □知らない
2. あなたは自分の通訳対象とする外国人の国の法律を知っていますか。  
□知っている      □知らない
3. 司法通訳をするうえで、法律知識は必要だと思いますか。それはなぜですか。  
□思う      □思わない  
理由：
4. 法律知識や法情報がないことで、通訳の際に困ったことはありますか。  
□ある      □ない  
あると答えた人のみ： どんな点で困りましたか。具体的に教えてください。
5. あなたは日本法についてのどんな情報や知識の不足を感じていますか。
6. それはどんなメディアや方法によって提供されるのがよいと思いますか。  
(インターネット、印刷物、セミナー、質問受付窓口、など)
7. 大学法学部などから、どのようなサポートがあれば助かると思いますか。

### 3. 結果

回答率は非常に低く、アンケート用紙を120人分ほど配布（あるいはメールで依頼）したが<sup>1)</sup>、回答総数は42であった。理由としては、研修会会場で参加者全員に配布したが、その全員が通訳や語学サポートの仕事に携わっているわけではなく、半数以上がそれに該当しないようなケースがほとんどだったことが挙げられる。プロの司法通訳人<sup>2)</sup>と一般語学サポートの数の内訳は、それぞれ13名と39名であった。

(研究成果発表においてアンケートの回答の内容を引用することについては、回答者の了承を得ている。)

#### 3.1 回答者の属性

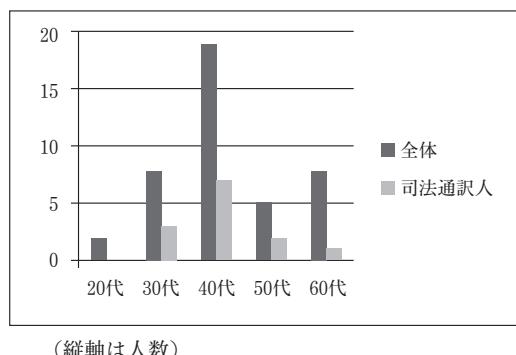
年齢、性別、国籍、通訳言語の内訳は以下の通りである。

##### 3.1.1 年齢

20代 2名 (0), 30代 8名 (3), 40代 19名 (7), 50代 5名 (2), 60代 8名 (1)

\*カッコ内はプロの司法通訳人の数である。

グラフ① 回答者の年齢構成



1) 研修会の主催者に配布を依頼したケースでは、実際に何名に配られたか不明なため、およその数しかわからない。

2) ここでは、裁判所に正式に登録しており、実際に法廷その他の司法手続きの過程において通訳をした経験を持つ人たちを、便宜上、「プロの司法通訳人」と呼ぶことにする。

グラフ①が示すように、40代が圧倒的に多く、それに30代が続いているが、これは子育てが一段落した女性がボランティアで語学サポートの業務を行うケースが多いことを反映している。また、60代が比較的多いのは、退職後ボランティア活動に関わる人が多いことの表れである。回答者のうちプロの司法通訳人だけを取り上げてみたが、年齢構成のパターンはほとんど同じであった。ただし、60代は少なかった。やはり、退職後は、プロではなく、あくまでボランティアとして関わる人が多いということであろう。

### 3.1.2 性別

男性 11名 (1)

女性 31名 (12)

\*カッコ内はプロの司法通訳人の数である。

### 3.1.3 国籍

日本 35名 (10)

外国籍 7名 (中国 3名、ブラジル・カナダ・韓国・アイルランド各 1名) (3)

\*カッコ内はプロの司法通訳人の数である。

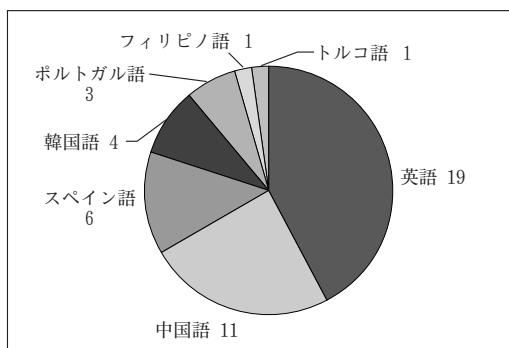
### 3.1.4 通訳言語

英語 19名 (3), 中国語 11名 (6), スペイン語 6名 (4), 韓国語 4名 (0), ポルトガル語 3名 (0), フィリピン語 1名 (0), トルコ語 1名 (0)

\*カッコ内はプロの司法通訳人の数である。

グラフ②でわかるように、全体では英語が非常に多く、次に中国語となっているが、プロの司法通訳人に関しては、英語は中国語やスペイン語に比べ、少ない。これは、日本の刑事手続きにおける言語需要と比例している。たった13名の回答者においても、この傾向が反映していると思われる。全体で英語が多い

グラフ② 言語別の人数（全体）



のは、多くの日本人にとっては英語が一番得意な外国語であり、語学サポートのボランティアに関しても、当然、その事実が反映しているということである。

## 3.2 法情報に関する意識

ここでは、一般語学サポートとプロの司法通訳人を分け、2つのグループの意識を比較していく。

### 3.2.1 法律に関する知識があるかどうか

日本法および通訳対象となる外国人の国の法律に関する知識の有無を問う設問に対する回答は、それぞれ以下のことになった。

日本法を知っているか

一般語学サポート

知っている	9名	(31%)
知らない	20名	(69%)

司法通訳者

知っている	9名	(69%)
知らない	4名	(31%)

通訳する外国人の属する国の法律を知っているか

一般語学サポート

知っている	6名	(21%)
知らない	23名	(79%)

司法通訳者

- |       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 知っている | 10名 | (77%) |
| 知らない  | 3名  | (23%) |

上記の結果から、2つのグループに明らかな差があることが分かる。プロの司法通訳人は日本の法律も通訳対象である外国人の属する国の法律も知っている人が多く、一般語学センターは、その逆であった。一般語学センターは、法廷などで通訳することを主とするプロの司法通訳人とは異なり、法律に関わる状況で通訳する機会はあまりなく、せいぜい行政の相談窓口で法律がらみの話に対処する程度であり、知識不足に対する危機感が少ないとと思われる所以、当然の結果であろう。

### 3.2.2 法知識は通訳する上で必要かどうか

通訳する上で法知識は必要かどうかという設問には、回答者全員が「必要だと思う」と回答している。その理由は、大まかに以下の4つに分類できる。(カッコ内は、コメント数が複数の場合、その数を示している)

#### (1) 正確性の保証

法的用語を正確に訳すため (5)

通訳の正確さを高めるため (5)

誤訳防止対策 (2)

#### (2) 内容の把握

法律家の言葉（専門用語）や言い回しを正確に理解するため (4)

法律の趣旨、内容について詳しく知らないと正しく対応できない (2)

全体的な内容の把握をするため

最低限、頻出の表現は押さえておかないと、日本語自体がわからなくなる

同じ単語であっても、一般的な解釈、認識とのずれがある

公平な判断基準をもとに通訳が出来る

#### (3) 裁判の行方に影響

通訳人の法に対する知識の有無が、審判の内容に大きな影響を与えると思う

通訳の如何で判決に影響が出るから

当事者の誤解を招くおそれがある

#### (4) 通訳にとって知識習得は必須

スムーズにうまく伝えるため最低限の知識が必要 (8)

通訳は知識がバックグラウンドになる (5)

これらすべてが、「通訳は正確に伝える必要がある」という意識に基づいたコメントであるが、プロの司法通訳人たちの多くは、上記の基本的コメントに加えて、以下のように非常に詳しく意見を述べている。

#### コメント (1)

用語だけを頭に叩き込んで木を見て森を見ず現象になり、通訳はことばを置き換える以上に全体で何が起きているのかも捉えていないときちんとした訳出はできません。なので、基礎知識は最低限必要です(罪状認否手続き、その他)。これがないと、端折って話されたら(例えば略式裁判)、一般の人だと内容について行けません。  
(40代男性 英語通訳人 通訳経験年数14年)

#### コメント (2)

法制度は国により異なるため、法律用語を通訳する際、または、裁判において通訳をする際は、日本と、通訳対象となる言語の国の法律の仕組みを理解していかなければ、訳出することができない。制度や概念が存在しなかったり、同じ法律用語で表される制度や概念が微妙に異なる場合があるため、内容を理解していかなければ、正確に訳出することは難しい。

弁護人や裁判官、検察官が被告人の国の法制度や法律の基盤となった文化・社会的慣

習について知識が深ければ、通訳人の背景知識が浅くともそれほど問題なく通訳が可能である。(40代女性 スペイン語通訳者 通訳経験年数11年)

#### コメント（3）

法曹業界人同士の会話では、彼らの共通認識の部分が省略されるので、発せられた言葉をそのまま訳しても一般人には理解できない。従って、一般的に理解可能な訳出をしようとするならば、通訳は、彼らが何の話をしているのかを理解した上で、省略された部分を補足して訳出しなければならない。彼らの会話を理解し補足するには、まず三者がそれぞれどのような仕事を担っているか知っていること、そして、法曹界言語に関する一定の知識が必要である。

ただし、解釈・補足が通訳の仕事かどうかについては議論の余地があると思う。因みに、スペイン語圏の法廷でも、ほぼこの文言の直訳に相当するものが使われているようだ。ただ、通訳の生理としては、内容を正しく理解してもらえる訳を出すのが自分の任務だと思っているので、一般に意味が分からぬだろうと思われる直訳を出すことには大きな抵抗がある。(50代女性 スペイン語通訳者 通訳経験年数16年)

#### コメント（4）

日本の裁判所から選任される法廷通訳者である限り、刑事事件の場合、刑法、刑事訴訟の全般的知識と理解は必須要件であり、それに加えて、事案毎に、国際法（難民認定、犯罪者引渡し等）や条約（日米地位協定）、知財法（商標法違反事件等）まで網羅すべきと考えて、仕事をしています。(60代女性 英語通訳人 通訳経験年数20年)

#### コメント（5）

最低限のことですので。しかし、隣には法律の専門家が沢山いますので、詳しく知

る必要はないと思います。概念を理解する程度です。(40代女性 北京語・台湾語通訳者 通訳経験年数8年)

コメント（1）や（4）は、非常に具体的に必要な知識について言及しており、一般語学サポーターが漠然と、「法知識がないと正確に通訳できない」というようなステレオタイプ的な回答をしているのと対照的である。

（2）は、通訳対象となる外国人の国の法律や文化について法律家が知っていれば通訳がしやすいという内容であるが、これは、通訳人は、本来、自らが積極的に外国の法律や文化について説明したり、両者の間で調整機能を果たしたりする役割を担っているのではなく、語られた内容を訳すだけであるのが望ましいということをほのめかしている。

（3）は、通訳人が解釈・補足することには疑問の余地があるとする一方で、通訳人の任務は相手に理解してもらうことであり、そのためには法曹界の仕組みや言語についても知っておく必要があるとしている。役割に関するジレンマが読み取れる。

（5）は、通訳人は法律家とは違うという立場をはっきり示している。

上記のコメントから、必要な法知識という文脈においても、プロの司法通訳人は自らの役割を意識しており、法律実務家との間に一定の線引きをしていることがわかる。一般語学サポーターのコメントには、このような役割意識をうかがわせるものは一つもなかった。

### 3.2.3 法知識の不足により、困ったことがあるかどうか

法知識の不足による困った経験の有無についての回答は、グループごとに以下のようになった。

## 日本における法情報に関する司法通訳人の意識について（水野真木子）

### 一般語学サポーター

ある	8名	(27.5%)
ない	19名	(65.5%)
無回答	2名	(7%)

### 司法通訳者

ある	4名	(31%)
ない	9名	(69%)

一般語学サポーターの65%が「困った経験がない」と答えており、そのほぼすべてが、一度も司法の現場で通訳するという状況に遭遇したことがないという理由によるものであった。それとは対照的に、プロの司法通訳人の回答は、実際に知識を有しているため、困るような状況には陥っていないというものであった。

一般語学サポーターで「困った経験がある」と答えた人たちのコメントは、まとめると主として以下のような内容であった。

- ・日本の法律と全く異なる法律に基づいて話をする相談者に日本の法律を説明する際に法律用語の直訳では意味が通じない
- ・自分に法律に関する知識がないので、うまく説明できなかった、あるいは回りくどくなり、通訳に手こずった
- ・お互いの話がかみ合わなかった
- ・一步踏み込んだ通訳ができなかった

困った場面としては、離婚、結婚、在留資格、職場の就業規則などに関する相談が挙げられた。

プロの司法通訳人では、以下のように13人中4名が「困ったことがある」と答えている。

### コメント（6）

内容を理解することができず、訳出に非常に困った。直訳ではおかしな訳になって

しまった。(40代男性 英語 通訳経験年数14年)

### コメント（7）

日本語の筋が理解できなかった。(30代女性 中国語 通訳経験年数3年)

これらのコメントは、一般語学サポーターの回答内容とそれほど変わらない。「困った経験」という意味で考えれば、ベテランの通訳人でも初心者のころはそういう経験があつておかしくない。それに、コメント（7）の通訳人は3年という短い経験年数しか有していない。

以下のコメントは、実際の現場での状況を非常に具体的に述べたものである。

### コメント（8）

刑事事件において相手国から多くの書類が検察側証拠として弁護側に開示された。弁護側からその書類を見せてもらったが、相手国の裁判手続について、よくわからなかつたので、どのような書類かをいまひとつ理解することができなかつた。(40代女性 中国語 通訳経験年数10年)

### コメント（9）

弁護人接見において、日本と被告人の国の法制度や法律が異なることを前提にしていない場合、弁護人と被告人のやりとりで言わされたことをそのまま通訳しただけでは、双方ともに理解しあえないという状況が生じる。

通訳人の法律知識がなくて困ったというよりも、出入国管理及び難民認定法など、外国人被告人のみが該当する法律に関して、弁護人の専門分野ではないことがよくある。その際、弁護人から出管法について接見時に通訳人が質問されたり、説明を求められ

たりすることがあり、困る。(40代女性  
スペイン語 通訳経験年数11年)

コメント(8)は、通訳対象となった外国人の国の書類の内容について通訳するという特殊な状況について述べている。コメント(9)は、法律家(弁護人)がらみの内容で、弁護人が日本と被告人の国の法制度や法律の違いについて知識がないと通訳人が苦労することや、日本の法律であっても外国人関係のものになると、弁護人の知識が不十分で、通訳人に質問してくることもあるという、驚くようなコメントである。一般語学サポーターに比べ、プロの司法通訳人にとっての「困った経験」とはある程度特殊なものであるということが、これらのコメントから推量できる。

### 3.2.4 日本法の知識で何が不足だと感じているか

この設問に対する回答には、一般語学サポーターとプロの司法通訳との意識の差がもっとも如実に表れた。一般語学サポーターは、その大多数が自分には基本的知識が不足しているという認識を持っており、何が不足なのかについての回答は、以下のように分類できる。(カッコ内は、コメント数が複数の場合、その数を示す)

#### (1) 全体的に知識不足

全てにおいて知識不足(7)  
基本的なこと、なにから始めていいのか  
わからない

#### (2) 法律や用語の難解さが原因の情報不足

法律用語、法廷用語が難しすぎる(2)  
曖昧な表現が多いので、実際の適用に関する情報が少ない  
日常的な日本語に訳された法情報の欠如  
六法全書だけでは内容を調べても意味が

わからないものがある。法律の解釈やその意味するところを、法令以外で紹介したものが必要

法解釈の通説、判例など  
少し知っていても、複雑なので専門家に任せてしまう

#### (3) 具体的法律について知識不足

例：民法(2)、刑法(2)、社会保険、入国管理法、日本国憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法、借地法、借家法

#### (4) その他

法律の改定(2)

日常生活で起こりがちな違反についての知識

司法制度について

これに比べ、プロの司法通訳人は、13名中4名しか不足を感じているという回答はなかった。これについては、知識を身につけるのは通訳者にとって当然のことであり、自分でしっかり勉強しているので、必要な知識は備わっているという回答が多かった。

不足していると感じている人たちのコメントは以下であった。

#### コメント(10)

法廷通訳として関わるのは刑事事件なので、民事事件(特に行政事件)について知識が不足していると感じている。(50代女性 スペイン語 通訳経験年数20年)

#### コメント(11)

全般的に不足(40代女性 英語 通訳経験年数1年)

#### コメント(12)

色々な分野で知識の不足を感じる(30代女性 中国語 通訳経験年数4年)(中国語母語話者)

### コメント（13）

刑事訴訟法（40代女性　北京語、広東語、台湾語　通訳経験年数20年）（中国語母語話者）

上記のうち、コメント（11）は、通訳経験が短い（1年）司法通訳人からのものであった。初心者ということで、知識不足であるという認識は納得がゆく。コメント（12）（13）は、どちらも日本語母語話者ではないため、日本の法知識の習得に、ある程度の困難があるのかもしれない。

プロの司法通訳人の一人は、知識の不足はないしながらも、以下のコメントをしている。

### コメント（14）

通訳言語の国の法律について日本と対照させた情報の不足を感じる。（40代女性　スペイン語　通訳経験年数11年）

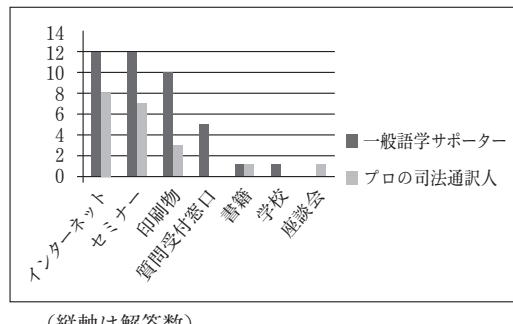
日本と外国の間の法律の対応関係を把握することは通訳する際に大変役立つ。そういう意味での、一步踏み込んだコメントである。

### 3.2.5 法情報が提供される際の望ましいメディアや方法

グラフ③は、法情報がどのように提供されるのが望ましいかという設問に寄せられた回答を、一般語学サポートーとプロの司法通訳人に分けてグラフにしたものである。

どちらのグループもインターネットとセミナーによる情報提供を望ましいと考える回答者が多く、印刷物がそれに続く。両グループの顕著な違いとしては、一般語学サポートーに、「質問受付窓口で情報を教えてもらう」とい

グラフ③ 望ましい情報提供方法



（縦軸は解答数）

う受け身の形を望む回答が比較的多かったのに対し、プロの司法通訳人に、一人ではあるが、座談会という法律専門家と同等の立場で話し合って情報を得ていく形を望む回答があつたことが挙げられる。

### 3.2.6 大学法学部から、どのようなサポートがあれば助かるか

この設問には、一般語学サポートーたちから非常に多様な回答が寄せられたが、その内容は主に以下の3つに分類できる。（カッコ内は、コメント数が複数の場合、その数を示す）

#### （1）学習の機会提供

セミナーの実施（4）

法律用語などを説明してくれる機会の提供（2）

教授等「講師」の派遣（2）

大学の授業の公開

社会人向けのコース

安価に勉強のできる機会の提供

司法通訳人向けの刑事訴訟法のみの講義

#### （2）一般的情報提供

法律が変更されたときに基本情報を配信してくれるサポート（2）

ホームページ、インターネットでの知識

の提供

より生活に密着した法知識の提供

一般市民が遭遇しやすいトラブルを理解するのに役立つ基礎知識の提供（事例含む）

基本的法律知識とその背景についての情報提供

資料などの提供

印刷物の発行

法解釈の通説、判例などの情報提供

用語の意味と使用上の注意（誤解をさせないため）

法人類学的な知識の提供

相談受付窓口

### (3) 通訳業務に直接役立つ情報提供

外国人にかかわる法律知識の提供

国別に、主に日本の法律との違いについてのパンフレット作成

各国の法律の日本語版を見られるような  
体制作り

専門用語の各国語翻訳版作成

日本法と各国の法律の対照表作成

プロの司法通訳人からの回答であるが、「裁判所からのサポートが重要であって、大学のサポートは必要ない」というものが1つあったが、その他は何らかのサポートを求める内容となっていた。ただ、回答の多くで挙げられたのは「法律変更時の情報提供」、「インターネットでの知識の提供」、「定期的なセミナー開催」、「印刷物の発行」、「専門的になりすぎない一般人のための法学講座（学説など不需要）開催」、「法廷通訳に関する刑事手続きや刑法の講義」、「司法通訳人向けの刑事訴訟法のみの講義」、「訳語を考える際の助言」というような事柄で、前述の一般語学センターの回答内容とほとんど差はなかった。しかし、以下のようなプロの司法通訳人に特徴

的な回答もあった。

### コメント（15）

未来の法律家である法学部の学生や法律家が通訳とはどのような営為であるかを理解できるような機会を法学部でもつくっていただけたとよいのではないだろうか。（40代女性 スペイン語 通訳経験年数11年）

### コメント（16）

司法通訳人や法廷通訳人の労働条件等を守る法律を成立させるにはどうすればいいのかについてのサポートが欲しい。現状においての法廷通訳人は、裁判所とは事前にちゃんとした契約を交わさない。それについて問題や疑問を抱いています。つまり、法廷通訳人の地位を向上させるには、法律面においてサポートをして欲しいのです。（40代女性 北京語・台灣語 通訳経験年数8年）

上記の回答は、司法通訳人という専門職の将来を考える上で、法律家（大学法学部を含む）がそれをしっかりと理解し、何らかの支援を提供することが重要だと訴えるものであり、プロであるからこそそのコメントであろう。

## 4.まとめと今後の課題

以上、アンケート調査に基づき、プロの司法通訳人の法情報に関する意識について、一般語学センターと比較しながら述べてきた。ここで傾向として明らかになった点は、以下の通りである。

- プロの司法通訳人は、通訳者として当然のこととして、普段から法律知識を得るために学習をしているため、一般的な知識の不足ではなく、特殊なケースにおいて必要となる知識の不足を感じている。また、法的知識そのものよりも、それをどう訳すかとい

う言語変換に関わる知識の不足が意識される傾向にある。それとは対照的に、一般語学サポーターは、自分たちを法律の分野での素人であるととらえ、法律の知識があることを当然だとは考えていない。したがって、不足している知識という点でも、その認識が具体性に欠ける傾向がある。

- ・法的知識が必要であるという認識においては、両者の間に違いはないが、プロの司法通訳人は、通訳人としての役割意識がはっきりしており、自分たちが身につけるべきだと考える知識の量や質について、法律実務家との間に一線を引いて考える傾向がある。
- ・大学法学部を含む法律専門家からの情報提供については、プロの司法通訳人も一般語学サポーターも、インターネットやセミナーという媒体を中心に、さまざまな形での知識提供を望んでいる。しかし、プロの司法通訳人は、それに加え、専門職としての司法通訳に対する認知やその地位の向上についても、法律専門家からのサポートを望んでいる。

上記のような傾向は、多くの点で想定内であったが、実際に司法手続きにおいて通訳業務に携わっている通訳人たちが明確なプロ意識を持って稼働していることが、「法情報に

に対する意識調査」という、内容が限定された調査を通して明らかになった。大学法学部を含む法律専門家たちからのサポートも、こうしたプロ意識にマッチするものでなければならない。一般語学サポーターを対象とする場合には、法知識の提供は基本的なものから始めて行くのが順当であると思われるが、プロの司法通訳人に対しては、きちんとそのニーズを掘り起こし、最も効果的な知識提供のあり方を検討する必要があろう。それと同時に、法律専門家が通訳人に対し、何をどの程度まで期待するのかという点についても明確にし、それに応じたサポートの形を考えていく必要がある。このような点についての擦り合わせが今後の研究の課題であろう。

#### 【参考文献】

- 高度情報発信研究プロジェクトホームページ  
<http://www.law.osaka-u.ac.jp/bestmixture/>  
(2012年4月23日確認)
- 法務省入国管理局統計  
<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>  
(2012年4月25日確認)
- 水野真木子『コミュニティー通訳入門』大阪教育図書 2008年

本研究は、科学研究費助成金（研究課題番号：22240025）の助成を得ている。